

○岡山市DV被害者民間シェルター運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 配偶者又はパートナー等から暴力による人権侵害を受けている者及び同伴する家族(以下「DV被害者等」という。)への支援活動を行う民間団体に対して、その事業を支援するため、予算の範囲内において岡山市DV被害者民間シェルター運営支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間団体 営利を目的としない法人をいう。
- (2) 民間シェルター 民間団体が運営するDV被害者等の保護及び自立支援のための専用の施設であって、保護を希望するDV被害者等について適切な一時保護を行うことができ、かつ、必要に応じて継続して入居させることができるものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、民間シェルターを運営する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす団体とする。

- (1) 岡山市内に民間シェルターを有すること。
 - (2) 規約を定めて運営されている団体であること。
 - (3) 補助金交付の申請日において、補助事業を実施しており、当該事業について相当の運営実績を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。
- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

- (1) 民間シェルターとして利用されている建物及び駐車場の賃借料
- (2) 生活整備に要する経費(移転費用、備品購入費、生活用品購入費、光熱水費、被服費等)
- (3) 入所者の自立支援に要する経費(訪問指導に要する経費、行政機関訪問等のための入

所者の移送に要する経費等)

(4) DV被害者等を支援する者の人材育成に要する経費（研修等受講料等）

（補助金額）

第6条 補助金額は、次に掲げる額の合計額とし、100万円又は前条第1号から第4号までの経費の合計額から補助事業に伴う収入を控除した額のいずれか低い額を上限とする。

(1) 前条第1号の経費に10分の8を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）

(2) 前条第2号から第4号までの経費の合計額に10分の5を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）

（交付の申請）

第7条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 団体の規約及び役員名簿

(2) 団体の活動実績に関する資料

(3) 市税を滞納していないことを証明する書類

（着手届及び完了届の免除）

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

（実績の報告）

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助事業に係る経費支出の証拠書類とする。

（補助金の完了前交付）

第10条 規則第19条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業の完了前に補助金の全部を交付できる場合は、補助金の交付決定金額が補助事業に係る全収入金額の100分の20以上の割合を占める場合とする。

2 前項の規定に基づき、補助事業の完了前に交付できる額は、交付すべき補助金の交付決定金額の100分の80以内とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。